

# 福岡県公報

平成十八年七月十二日

第二千五百五十七号

増刊 ①

二 農用地の利用の集積の目標を定めていること。  
ホ 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者）が農業経営基盤強化促進法第六条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営、作業受託組織等）のうち、第一号から第四号までに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、第五号イに定める規約を有しているもの

○福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示（第十三百三十五号）

（農業経済課）……………

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定に関する告示（農業選挙管理委員会）

（農業選挙管理委員会）……………

改正

## 告示

（地方課）……………

福岡県告示第十三百三十五号

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年七月十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業改良資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県農業改良資金貸付規程（平成十四年九月福岡県告示第千五百五十五号）の一部

を次のように改正する。

第二条第五号中「前各号に掲げる者を主たる構成員とする」及び「（協業経営、作業受託組織等）」を削り、「満たすもの」の下に「（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合の場合は、ニを除く。以下「集落営農組織」という。）」を加え、同号中イを削り、口をイとし、同号に次のように加える。

ロ 一元的に経理を行っていること。

ハ 原則として五年以内に農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。

## 附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第一二三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 大牟田市の項中

医療法人静光園第二病院	下池町二九
大牟田労災病院	" 大字吉野字中尾一〇六三
有明病院	" 船津町四四〇の三

改め、一 病院 宮若市の項中

医療法人静光園第二病院	下池町二九
有明病院	" 船津町四四〇の三

改め、二 老人ホームの項中

介護老人保健施設なびき苑	" 下有木一五一七一一
老人保健施設つくも苑	" 下有木字坂本前一五一七一一

改め、

さわやかパークサイド新川	" 新川町二一一三
社会福祉法人特別養護老人ホーム天光園	" 大字宮崎字宮崎一六九五の二

さわやかパークサイド新川	" 新川町二一一三
大牟田市養護老人ホーム吉野園	" 大牟田市大字吉野二一五六

介護老人保健施設なびき苑	" 下有木一五一七一一
老人保健施設つくも苑	" 下有木字坂本前一五一七一一

改める。

介護老人福祉施設美さと	" 南船津町一丁目一〇番
養護老人ホーム吉野園	" 大字吉野二一五六
社会福祉法人直方市援護会芳寿園	" 直方市大字下境二七九四
直方市大字下境二七九四	" 南船津町一丁目一〇番
直方市大字下境二七九四	" 大字吉野二一五六
直方市大字下境二七九四	" 南船津町一丁目一〇番